㈢　随時

実施公示	平成二十八年三月三日（木）
備考	一　実施公示は、都道府県知事が行う。 二　試験の実施に係る事項については、都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている場合にあっては、都道府県職業能力開発協会）が指定する。

第二　指定試験機関が実施するもの

次の表の上欄に掲げる検定職種については、同表の下欄に掲げる指定試験機関が実施公示を行うものとする。

検定職種	指定試験機関
ウェブデザイン	特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会
キャリアコンサルティング	特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会
ピアノ調律	一般社団法人日本ピアノ調律師協会
ファイナンシャル・プランニング	一般社団法人金融財政事情研究会
	特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
知的財産管理	一般財団法人知的財産研究教育財団
金融窓口サービス	一般社団法人金融財政事情研究会
着付け	一般社団法人全日本着付け技能センター
レストランサービス	一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会
ビル設備管理	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
機械保全	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
情報配線施工	特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会
ガラス用フィルム施工	日本ウインドウ・フィルム工業会
調理	公益社団法人調理技術技能センター
ビルクリーニング	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
ハウスクリーニング	公益社団法人全国ハウスクリーニング協会

○農林水産省告示第五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒沼倉耕英中一三九の一・一三九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇の一、一六四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

耕英中四〇の一・一六四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三九の一、一三九の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県南アルプス市築山字前山九三八（次の図に示す部分に限る。）、九三九、飯野字飯平四九九八、四九九八の内一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山九三八・九三九・字飯平四九九八・四九九八の内一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市白州町横手字大日向四一二七の一、四二二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大日向四一二七の一・四二二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二日

農林水産大臣　森山　**裕**